

## 第 2 回市長懇談会議事録

### 国分寺市学童保育所保護者会連合会要望事項と一次回答、及びそれに対する学保連の意見

平成 23 年 12 月 4 日（日）第 7 回学保連定例会  
要望書作成：東元町学童（一小）  
議事録作成：第一・第二泉町学童（四小）  
議事録校正：東元町学童（一小）

- \*平成 22 年度までは『市長交渉』という名称だったが、市長が市民団体と公式に『交渉』することはできないため、名称を『交渉』あらため『懇談会』とするように、市側から要請があった。
- \*平成 23 年度の市長懇談会は、星野市長が参加を拒否したため、『市長不在懇談会』となり、所管課の課長との懇談会となった。
- \*平成 23 年 10 月 31 日の市長懇談会において、諸事情により学保連は懇談の時間を取るができなかったため、12 月度の第 7 回定例会にて、子育て支援課の立石課長を迎えて、仕切り直しの懇談会を実施した（以後、この懇談会については『第 2 回市長懇談会』と呼ぶ）。

#### 重点要望

※国分寺市自治基本条例第 6 条では「重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定において、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。」となっている。さらに、同条例第 13 条では「市は、政策の立案、及び実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。」と明言している。しかしながら、現在の国分寺市における学童保育事業に対する運営計画策定方法は、市民が納得のいく参画の機会を奪い、説明責任にも欠けており、自治条例違反と言える。

#### 1. 「市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画」について、国分寺市学童保育所保護者会連合会と各学童保育所保護者向けの説明会の開催を要望する。

現在、市は学童保育への指定管理者制度の導入を進めており、8 月 16 日に『市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画』が厚生委員会で承認され、策定された。この計画は「重要な市の施設の運営に関する計画の策定には市民の参加、協働を進めます」という国分寺市の最高規範である『自治基本条例第 6 条』に違反して策定されていることに、学保連として強く抗議する。

4 月に『市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画（案）』が突如発表された。これに対して寄せられたパブリックコメントは 54 名から 347 件と、国分寺市のパブリック・コメント史上まれにみる多さとなり、この計画内容に多数の学童利用保護者はじめ市民が疑問や不安を抱いていることが露呈した。また、本来、パブリックコメント募集前に実施されなければならない市民説明会が、7 月 9 日（土）15：30～と 19：00～の 1 日のみ開催され、説明会の告知日（7 月 1 日号の市報）から開催日までの期日の短さを考えると、当日の参加者が非常に少なくなった結果は当然と言える。

一方、国分寺市学童保育所保護者会連合会（学保連）への説明も、7 月 2 日（土）に『第一・第二光町学童保育所及び（仮称）第三泉町学童保育所への指定管理者制度導入に伴う意見交換会』が、子育て支援課と学保連の間で開催された際には、事前告知もなく、2 時間中の 1 時間を、子育て支援課が『市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画（案）』の説明と称して内容の読上げを行い、時間も限られていたことから、質疑応答は一切できなかった。

これでは市が「市民に十分な説明をした」とは言えません。当事者である学童保育所利用保護者、そして学保連までもが、計画の内容を十分に説明されず、疑問や不安を解消する機会と時間が与えられない状態で、市が計画を進めている状態。これは自治基本条例第 13 条「説明責任」に違反していると言える。

こうした状況を踏まえ、私たち学保連は、市側の誠意ある対応として、学保連と各学童保育所保護者に対して説明会を開催し、保護者が納得の行く説明を行うことを強く要望する。

#### こども福祉部子育て支援課からの一次回答

『市立児童館・学童保育所アウトソーシング計画』策定に関しては、パブリックコメントの実施、保護者会連合会への説明の実施、平成 24 年度対象の当該施設保護者への説明会は、ご要望と同様に、行ってきた。いただいたご意見はできるだけ計画案に反映し、計画を策定している。今後、具体的な指定管理への移行にあたっては、対象となる保護者のみなさまへ充分な時間を設け説明会を実施していく。保護者のみなさまにご安心いただけるよう対応していく。ご理解をお願いしたい。

#### 一次回答に対する学保連の意見

- 『学保連への説明の実施』は、『第一・第二光町学童及び第三泉町学童への指定管理者制度導入意見交換会』の中で事前予告なく行われたものであり、学保連としては「説明された」とは認識していない。会長校の多田隈と子育て支援課係長秋元さんの間での『意見交換会日程調整のお願いに関するメール』は計 5 回のやりとりがあったが、メールの件名が全て『第一・第二光町学童及び第三泉町学童への指定管理者制度導入意見交換会について』であり、意見交換会の主旨について「今回の目的は、『市立学童保育所の政策に関する、父母連及び当該施設への十分な説明・報告をするよう』、従前よりご依頼があったことにお答えして、開催させていただくものです。（中略）正式な意見提起の場であるパブリックコメントは、『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画（案）』の内容で、従前にお知らせいたしたとおり、6 月 2 日に終了いたしております。7 月 2 日には、更に、具体的に細かな部分である仕様書へのご意見をいただくと共に、**実施計画（案）についても、説明の時間を持たたいと考えております。**」と 5 回のメールのうち 1 回のみ、この部分で、このような表現で案内があったのみ。これでは、学保連役員が「意見交換会だと思って参加したのに、唐突に計画案の説明があった」という印象を持つのは免れない。また、意見交換会当日も、子育て支援課は説明会資料としての『計画案』を持参するのを忘れ、たまたま偶然学保連役員が人数分用意していた計画案のコピーを使うなど、準備もずさんだったと言わざるを得ない。
- 保育園では、11 月より各保育園で計画案の説明会が再度実施されると決定した。学童も各学童での説明会を実施してほしい。
- ほとんどの学保連役員は『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画』の内容を理解していないのが現状。
- ほとんどの学童利用保護者も『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画』の内容を理解していないのが現状。

- 説明会を実施するならば、少なくとも学童利用者の半数は説明会に参加するよう義務付ける仕組みを作る。及び、出席できない人は学保連役員への『委任状』を提出するような仕組みを作るべき。
- 学保連と各学童保護者会に対する『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画』の説明を要望する。
- 「説明会を実施した」という事実だけを掲げて利用者は納得できていないのが現実。「納得・理解してもらう為の説明会」であるならば、たとえばまずが全利用者の4割以上は参加することを必須にするなど、市はもっと説明会参加者を呼び込む努力をしてはどうか。まずは「知らない」という方が多くいる中で制度の導入を進めていくこと自体が現実的でないように思える。説明会の内容についても、「制度導入の為に必要な踏み台」と考えず、「市民を置いていかない市制を敷く」ことを前提としたものにするべき。

## 12月4日の質疑応答内容

- 質) 学保連としては、『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画』について正式な説明を受けていないと認識している。「子育て支援課として、国分寺市の学童保育への指定管理者制度導入についてどのように考えているのか？どういところを気をつけて、工夫していくのか？」について、学保連に対してきちんと説明していただきたい。その上で、質疑応答をさせてほしい。日を改めて説明会の実施をお願いしたい。
- 回) 実施に当たっては保護者の方々の不安を払拭していくことと、計画に基づいて実施していくことが重要と考えている。市の直営学童保育所においても、指定管理者運営の学童保育所においても、守っていかなければならないことについては、学保連からも代表を2名出していただき、『国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン』『国分寺市立児童館・学童保育所の施設整備計画』『国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営計画』を策定（平成22年3月）してきたという経過がある。それに基づいてアウトソーシングを進めていくということで確認しあってきた。具体的なものとして『市立児童館・学童保育所アウトソーシング実施計画』を立てさせていただいた。年度が変われば学保連は役員が一一新するため、来年度早々にも学保連に対し再度説明会を実施する。
- 質) 次年度ではなく今年度の学保連に対し、説明会を実施してほしい。
- 回) 承知した。今年度中に実施する。日程については後日調整させてほしい。

## 2. 学童保育所の指定管理者を選定、再選定する際には、当該学童の保護者と学保連役員を選定委員会の委員として加えて頂くことを要望する。

国分寺市が現行の『選定委員会』で学童保育事業者を選定する場合、利用者である児童とその保護者の声はほとんど届かない。よって選定する際には、必ず選定を行う当該学童の保護者と学保連役員を選定委員会の委員として加える事を要望する。

また、学童保育事業に指定管理者制度を導入することで免れることができない『事業者の交代による児童と保護者への負担』を少しでも軽減するために、指定期間満了時に当該学童保育所を利用する保護者が優良と判断した事業者について、次の指定期間の優先的な指定を受けることができるよう、既存の評価項目へ「当該学童保育所を利用している保護者が優良と判断し、運営の継続を求めている」という項目を追加し、係数を高く設定し、再選定されやすくなるような制度を導入することを要望する。

上記2点の要望は、学童保育事業への指定管理者制度導入に対する保護者の不安を解消するために欠かせない事項であり、これらが受け入れられない場合は、この計画を早急に根本から見直すことを要望する。

## こども福祉部子育て支援課からの一次回答

選定に関しては、現在、市の方針に基づき実施している。従って、委員としての保護者の方のご参加については、難しい状況。事業者の募集に際しては、保護者の皆さんからのご意見をいただき、仕様書などを作成し、確実な事業運営ができるよう市として責任をもって実施していく。指定管理者制度については、市としてもより有効な制度となるよう継続して検討を行っている。利用者の評価なども反映できる仕組みとなるよう担当としても全庁的な調整を図っていききたい。

## 一次回答に対する学保連の意見

- 選定の際のプレゼンは公開と定められているにも関わらず、市民が指摘するまで非公開だったり、駐輪場指定管理者公金横領事件も発生し、国分寺市の指定管理者制度運用自体に大きな問題があると思われる。駐輪場公金横領問題はお金で解決するけれども、子供の命はお金で解決できない。「今まで非公開で行われたプレゼンの扱いをどうするのか?」「駐輪場公金横領事件のような事態の再発防止策」がきちんと示されるまで、市内のいかなる施設にも指定管理者制度の導入は認めない。
- 指定管理者運営の学童保育所を管理する物理的機能（例えば：会計監査）が子育て支援課にはないのではないか？例えば市内12学童が指定管理者運営になった場合、それでも会計監査は子育て支援課が毎年度末に行うのか？  
→「人件費とおやつ代・備品代は清算項目として、不正が起こらないようにする」等の仕組みは作れないのか？
- 公開プレゼンに参加したが、今回の第一・第二光町・（仮称）第三泉町学童の指定管理者候補も二者択一になってしまった。募集告知はどのようにやっているのか？応募が1社のみだったらどうするのか？
- NPO法人ワーカーズコープの八王子市学童保育所での横領事件について子育て支援課は把握しているのか？1400万円横領。八王子市は『計算ミス』で処理した。八王子市では昨年度2学童が優良認定を受けられず、したがって特命による更新制度を利用することができず、今年度再度応募するも、選定落ち。新宿区では、2006年4月、早稲田南学童保育所がNPO法人ワーカーズコープによる指定管理者運営になってから3年目に、在籍指導員全員が『指導員個人の理由』で辞めてしまった。今まで慣れ親しんだ指導員が4月1日になったらおらず、新しい顔ぶれにかわったことは子どもにとっては大きな不安だった。そのため新宿区やワーカーズコープの本部に保護者が現状を伝え、区には最終的には情報の開示請求をした。これらの問題点を国分寺市として把握しているのか？他の市で問題を起こした業者でも候補として認めるのか？保護者として非常に不安である。
- 責任を共有するという意味でも、選定委員会に保護者を入れたらどうか？
- 『利用者が評価できる仕組み』を作ることも重要だが、『利用者が評価する為の材料』をより多く利用者に提示していかなくては意味がないように思う。プレゼンが非公開・もしくは直前の告知で内容を知ることができなかった利用者は、その『評価できる仕組み』を前にしても再び「わからない」「どちらでもいい」といった返答があるだけで、有意義な意見の反映には繋がらない。

## 12月4日の質疑応答内容

質) 学校関係(例えば『移動教室』)の指定管理者選定委員会には、保護者代表としてPTA会長が入っているのに、なぜ学童選定には保護者が入れないのか?

回) 現在、指定管理方針について見直しを図っており、子育て支援課としての意向として、指定期間の年数や評価の部分について申し入れているが、見直しの最中のため、どの程度反映されているかの報告は受けていない。学童保育への指定管理者制度導入に際しては、八王子市が先駆的だったことから、八王子市からいろいろ学ばせていただいた。八王子には保護者の代表が入っている(確認済み)。参考にしているが、規模が大きい(120 近くの施設がある)ことや、学童保育のみ単独で選定委員会を設けていること、保護者独自のもの(=自主学童)と社会福祉協議会が事業を行ってきたなど、国分寺市とは状況の違いがある。市民が選定委員会に入る場合、大きな制約事項として『守秘義務』がある、選定にはほぼ1年かかる。一切周囲には漏らさないという義務が生じるため、この場では「選定委員会に保護者が入れる」と回答できない。

質) 『守秘義務』に関して言えば、学校関係(例えば『移動教室』)の指定管理者選定委員には、保護者代表としてPTA会長が入っているが、これはどういう扱いなのか?

回) 本事項については確認していないが、教育委員会独自のものであるため実現できていると思われる。いずれにせよ契約に絡むことなので守秘義務は生じてくると思われる。

質) 八王子市の例に倣い、学童の選定についてだけでも、保護者を選定委員として参加させることを検討していただきたい。

回) 八王子市の事例を確認して可能かどうか検討する。

質) 10月31日の『市長不在懇談会』において、樋口副市長は「評価のどこかで保護者を交えることができるかもしれない」と答弁した。評価には5つの段階がある(以下)

- ①指定管理者に対する子育て支援課が行うモニタリング
- ②利用者アンケート
- ③ガイドラインに基づいたチェックリスト
- ④子育て支援課の事務事業評価
- ⑤第3者評価)

この中のどこに保護者が参加できるのか?

回) 基本的には『②』の『利用者アンケート』にて保護者の意見を集約していきたいと考えている。選定前の段階での保護者参加となると、基本となる仕様書・協定書はできているので、個別の施設ごとの仕様書を作る段階で意見を募集していき、仕様書に反映した上で、指定管理者の募集をかけていく。仕様書・協定書については皆さん(学保連&当該施設保護者)に公開していく内容のものであるため、皆さんに意見を伺っていただければと思う。

質) チェックリストはいつ頃できるのか?

回) 現在作成中。利用者アンケートについては配布準備中。

## 3. 以下の情報は、子育て支援課ホームページで常時公開し、保護者に対してわかりやすく補足説明を入れることを要望する。

指定管理者制度のもと、保護者は自ら事業者を選定することができない。また、学童保育所を選んで子どもを通わせることもできない。

- ・自分の子どもが通う学童保育所はどのように選ばれるのか
- ・誰が選んでいるのか
- ・どんな基準で選ばれるのか
- ・市が事業者のどこを良いと判断して選定したのか

このような疑問に対して、以下の要点を踏まえ、市には積極的に情報を公開し、かつ継続的に市のホームページに掲載することで、保護者の不安解消に努めて頂きたいと要望する。

ア. 指定管理者制度に関する以下の情報の、市ホームページにおける継続的な公開

- ①学童保育事業における指定管理者選定の流れ
- ②指定管理者選定評価基準  
(平成17年10月28日市長決裁・改正平成18年1月13日市長決裁)
- ③学童保育事業独自の評価基準表(設定係数の説明つき)
- ④選定委員会の評価結果  
\* 選定項目ごとの得点の公表を要望する。  
(総合点数だけでは、市民・保護者が事業者の優れた点、課題がある点が不明のため)
- ⑤指定管理者制度が導入されている各学童保育所の仕様書と協定書
- ⑥指定を受けた事業者の学童保育運営に対する理念・基本的な考え方とそれを実現するための具体的計画等

イ. 客観的な評価体制に関する以下の情報の、市ホームページにおける継続的な公開

- ①利用者アンケートの結果
- ②年度ごとのモニタリング結果
- ③子育て支援課によるチェックリストでの評価
- ④施設でのチェックリストによる自己評価
- ⑤(仮)子育て・子育て推進協議会への報告の内容
- ⑥当該施設からの改善報告の内容

ウ. 市内学童保育所運営に関する以下の資料の、市ホームページにおける継続的な公開

- ①国分寺市児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン
- ②国分寺市児童館・学童保育所の施設整備計画
- ③国分寺市児童館・学童保育所の施設運営計画

- ④市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画
- ⑤共通の仕様書

## こども福祉部子育て支援課からの一次回答

利用者のご不安を解消するべく、本要望に関しては、最大限努力したいと考えている。従前より、ホームページでご覧いただける内容もあるが、指定管理者制度全体の運用については、全庁的な協議を必要とする内容もあるので、今後検討させていただきたい。

### 一次回答に対する学保連の意見

- 「税金が横領された」という事件が発生したことで、国分寺市の指定管理者制度自体に市民は不信感を持っている。情報は最大限公開すべき。指定管理者制度についても、情報を政策推進課に一括集約するのではなく、学童なら、学童利用保護者にわかりやすく子育て支援課のページに掲載してほしい。
- ホームページから学童のページへのリンクがわかりづらく、自分自身も、保育園や学童のことを調べたくても、該当ページに辿り着くことができないことが多々ある。学童保育所のページには、指定管理者制度に関する記述は一切ない。学童保育に指定管理者制度導入という大きな変革を行うのであれば、市のトップページからもその重大性がわかるように提示しても良いのでは？これは『国分寺市の政策』でもあり、市民の生活にとっても密着していることなので、もっと市民に広く知ってもらう必要があるにも関わらず、あまりにもわかりにくく、市民の見えない場所での政策活動が多すぎる気がする。

## 12月4日の質疑応答内容

質) 各項目について公開が可能か否かについてご解答いただきたい。また、情報については常に開示をしていただきたい。

回) 国分寺市のホームページについては市民の方から判りづらいというご意見があることは承知しており、改善作業中である。子育て関連の箇所については、庁内にプロジェクトチームを発足し改善を図っているところ。また、各項目についての公開の可否については所管が総合情報課になる。秋元係長が確認を行ったので、(以下の通り)報告する。

### ア. 指定管理者制度に関する以下の情報の、市ホームページにおける継続的な公開

- ①学童保育事業における指定管理者選定の流れ→申請要綱(指定管理者募集要項)の範囲内であれば可能
- ②指定管理者選定評価基準→申請要綱(指定管理者募集要項)の範囲内であれば可能  
(平成17年10月28日市長決裁・改正平成18年1月13日市長決裁)
- ③学童保育事業独自の評価基準表(設定係数の説明つき)→可能
- ④選定委員会の評価結果→候補者のみ可能。ただし、選定項目ごとの得点の公表については調整が必要  
\* 選定項目ごとの得点の公表を要望する。  
(総合点数だけでは、市民・保護者が事業者の優れた点、課題がある点が不明のため)
- ⑤指定管理者制度が導入されている各学童保育所の仕様書と協定書→可能
- ⑥指定を受けた事業者の学童保育運営に対する理念・基本的な考え方とそれを実現するための  
具体的計画等→候補者のノウハウがあるため検討が必要

### イ. 客観的な評価体制に関する以下の情報の、市ホームページにおける継続的な公開

- ①利用者アンケートの結果→情報量が多いため所管する各課との調整が必要
- ②年度ごとのモニタリング結果→情報量が多いため所管する各課との調整が必要
- ③子育て支援課によるチェックリストでの評価→情報量が多いため所管する各課との調整が必要
- ④施設でのチェックリストによる自己評価→情報量が多いため所管する各課との調整が必要
- ⑤(仮)子育て・子育て推進協議会への報告の内容→情報量が多いため所管する各課との調整が必要  
⑥当該施設からの改善報告の内容→情報量が多いため所管する各課との調整が必要

### ウ. 市内学童保育所運営に関する以下の資料の、市ホームページにおける継続的な公開

- ①国分寺市児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン→可能
- ②国分寺市児童館・学童保育所の施設整備計画→可能
- ③国分寺市児童館・学童保育所の施設運営計画→可能
- ④市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画→ご指摘のとおりのため、早急にPDF形式にて掲載する
- ⑤共通の仕様書→出来次第掲載することは可能

質) 要望は常時公開である。第一・第二光町学童・(仮称)第三泉町学童保育所の指定管理者の募集・選定の情報に関してのホームページへの掲載についていえば、候補が決まった際に約1ヶ月ほどの掲載があったが、その後削除されてしまった。一時的な掲載ではなく、『平成22年度の選定結果』、『H23年度の選定結果』・・・と、市内の指定管理者運営学童すべて選定の歴史(経緯)がわかるような掲載の仕方は可能か？

回) 子育て支援課の判断と全庁的な調整を経れば可能であると判断している。『学童保育の指定管理者の募集』とうような項目ですべての情報が見られるような形にすることは可能である。これから子育て支援課と総合情報課と調整しながら常時そういう内容を掲載していく。今後そういった形にしていく。

質) (国分寺市役所ホームページの)『子育て支援課』のページの『学童保育所』のページから、学童の指定管理者関係の情報を  
見ることができるようにしてほしい。

回) 情報としてわかりやすい形で掲載していく。ホームページの所管は総合情報課、指定管理者関係については政策経営課、  
選定に関する契約事項については総務課という所管の違いがあるため、子育て支援課において対応できる部分については努力  
させていただく。

## 4. 指定管理者事業者の学童指導員の人件費を下げることで保育の質の低下につながらないよう、公共

## 調達条例にて人件費の最低ラインを定めることを要望する。

学童保育事業に指定管理者制度を導入して「効率運営」を追求すれば、経費の大半を占める指導員の人件費を下げるしかない。全国学童保育連絡協議会が実施した2007年度実態調査報告によると、指導員の働く条件は劣悪で、3年間で半数が退職しており、保育の質に影響している。非正規雇用の指導員が全体の73.4%を占め、全指導員の半数が年収150万円未満です。「安心して働き続けられる条件」が劣悪であるがゆえに、指導員が定着せず、保育内容の蓄積・向上にとって大きな課題となっている。

低価格・低単価の契約が受注先指定管理事業者の経営を圧迫して人件費削減を招く事態となれば、学童保育事業自体の危機にも繋がる。よって、国分寺市が事業者と契約を結ぶ際には、事業に従事する者の賃金・労働条件を適正に定める公共調達条例を定め、それに則ることを要望する。

## こども福祉部子育て支援課からの一次回答

人件費の支払いについては、市としても注視していく点であると認識している。公共調達条例については現在検討中の案件であり、条例において支払賃金の最低額に係る考え方を定めることを検討している。

## 一次回答に対する学保連の意見

- (株)こどもの森とNPO法人ワークスコープの正規職員と非正規職員の給与をそれぞれ教えてほしい。
- 子育て支援課の学童指定管理者の職員の人件費に対する考え方を教えてほしい。
- 一日も早い公共調達条例の制定を要望する。制定までのスケジュールと、それを学童指定管理者へ適用するまでの流れを教えてください。学童に適用させるために、指定管理者制度導入を一旦保留にしてでも公共調達条例の制定を先にすることを要望する。条例の制定を検討中ということであれば、学童への指定管理者制度導入よりも、条例の制定を先に行った方が、安全且つ安心かと思う。焦らず、地道に地盤を固めてほしい。

## 12月4日の質疑応答内容

回) 子育て支援課のみで回答が難しい部分があるが、同じ業務を行う市の直営施設の職員であっても指定管理事業者の職員であっても、きちんと給料が支払われることは当然のことであり、そのあたりの情報は確認していかなければならないと考えている。しかしながら、指定管理事業者に給与について直接聞くことは難しい。事業報告書の人件費支払い収支結果がどのようになっているかをチェックすることと、少なくとも国の最低基準が確保されているかが一つの判断基準となり、その確認を行うようにしていく。

また、人件費の考え方についてであるが、市の施設は正規職員と嘱託職員により構成されており、給与の差はあるのが事実である。一つの施設に常勤職員を3人確保する場合、人件費は年間1800万円レベル(臨時職員も含め)である。公共調達条例が今のような進捗状況が確認していないが、注視していくつもりである。ただし、学童・児童館の指定管理者制度については、公共調達条例の対象になっていない。

質) (10月31日の市長不在懇談会の『公共調達条例分科会』で) 指定管理者制度は対象になっていると聞いたが・・・?

回) 指定管理者制度は対象であるが、児童館・学童については、どの部分が公共調達条例の対象になるのかが(例えば施設運営の部分か?等)微妙であるため、確認する。いずれにしても人件費についてはきちんと確認していく。現在も、事あるごとに現場には足を運び、施設の状況・職員の状況を確認している、今後も職員がいきいきと働いているかを確認していく。

質) 駐輪場指定管理者公金横領事件も発生しているが、国分寺市の指定管理者への監査は毎年2箇所のみである。収支チェックはどの程度されているのか? 他市では勤務実績のない職員に給与が支払われていたという事例も聞いている。このような事実が発覚したのもきちんとした収支チェックを毎年実施して行っていたからである。国分寺市でここまでのチェックを行えるのか?

回) 現在所管課がチェックしているのは、毎月の収支決算についてである。収入として市が支払っているものに対してどれぐらい使っているのかをチェックしている。監査は市の全事業について決算監査が行われる。

質) ではなぜ(駐輪場指定管理者公金横領事件は、事業者側からの報告で発覚し、市側から)発見することができなかったのか?

回) 今回の件では、決算監査の段階で、(指定管理者側の)報告と実態が伴っていなかった(要するに『虚偽の報告』であったこと?)のではないかとと思われる。

質) チェックの方法も。お金の収支だけではなく、勤務実態までチェックしているのか?

回) 勤務実態の確認は実施している。実際に現場へ出向いた際に確認していることと、勤務者が変わったときには必ず報告を受けている。

質) 今後14学童が指定管理者運営になっても、『勤務実態の確認』をそのような方法ですべて行えるのか?

回) 行わなければならないと思っている。

質) 市の職員には異動があるため、現在は(立石課長の下では)現場チェック等が機能していても、システムとして確立していなければ、『継続可能なチェック体制がある』とはいえない。

回) これから直営施設を2つ残していくが、平成23・24年度の課題として『直営施設の役割』を確認し作成していく中に、週何回現場に出向くなどチェック体制についても盛り込んでいければと思う。

質) 直営施設の職員が指定管理者運営学童の現場に足を運んだ時にだけ、その学童の職員がきちんと対応するような事態になっては意味がない。『直営施設の役割』を決めていく中に、勤務実態をチェックするための緻密な方法を考えて盛り込んでいただきたい。現在はまだ指定管理者運営学童が少ないためそのようなチェックでも機能しているかもしれないが、今後は『チェック』が『システム』としてきちんと確立していないといけないのではないか?(例え立石課長でなくても)誰がやってもきちんとチェックできるような体制を整えてほしい。収支については、市税が使われるため、駐輪場のような事件が起こらないようなきちんとした収支チェックシステムと監査システムを確立していただきたい。民間企業に学童運営を任せただけの場合、利益を生み出すために人件費を削ることが考えられる。人件費削減は職員の質の低下につながり、それは学童を利用する子供たちへ直接的に影響を与える恐れがある。学童は駐輪場のように物を扱う施設ではないだけに、ぜひとも、人件費の(収支&監査)チェック体制をしっかりと確立してほしい。それができなければ安心して学童を指定管理事業者任せすることは不可能。

回) チェック体制のシステム化について、どのような形が良いかについて、検討していく。

質) 120の施設がある八王子市は、領収書を提出させ、勤務実態表を提出させてきちんとチェックしている。

- 回) 八王子市の監査報告書も見せていただいた。チェック体制についても参考にさせていただく。  
質) 監査に関しては出来上がったシステムについて学保連に提出してほしい。  
回) 了解した。

## 一般要望

### 5 三季休業中の4年生以上(希望者のみ)の児童の一時預かり制度を作ることを要望する。

3.11以来、緊急時の小学校の対応も変化し、平成23年4月以降「児童の安全確保を最優先し、保護者の引き渡しまで児童を保護する」事になった。しかし、三季休業中、小学校は閉まり、学童児童と働く保護者の頼みの綱は学童保育所だけである。現在、学童保育所の受け入れは3年生までとなっており、災害時に保護者が不在の高学年児童が、どうやって保護者の帰宅までを安全に過ごすのか、多くの保護者が不安を抱えている。

平成20年度に学保連が対象学年の拡大を要望した際には、子育て支援課は4年生の学童児童へのアンケートの実施によって、学童保育利用の要望率を調査するのみで、学童児童の意思反映が重要視されていたが、このような調査には保護者の意見も取り入れるべきである。

全国学童保育連絡協議会2007年実態調査によると、受け入れ学年を3年生から6年生までを希望する保護者が増えてきており、6年生まで受け入れている学童保育所もある。児童福祉法第6条に「入所はおおむね3年生まで」と規定してあるが、実施要綱では4年生以降も入所可能と明記しており、もちろん国からの補助金も高学年の人数分が補助金対象です。また、三季休業中は登録児童の通所率が半分近くになり、高学年児童を受け入れる事はスペース的に可能と思われる。

したがって、児童福祉法の理念に則り、三季休業中に限っては、1年生から6年生までを通所可能とし、これらの児童の安全確保を担保するよう要望する。

### 子ども福祉部子育て支援課からの一次回答

市立学童保育所においては、これまで、「まず、できることから」実施していくことをモットーに、ご利用者のニーズに応えさせていって来た。しかしながら、まだまだ改善できない課題があり、その一つが、4年生以上の受け入れである。現状としては、夏休みの40日間、一日の長い時間を、午睡の指導などもしながらの保育となる。施設状況・職員配置などを加味しながら、受け入れが可能かどうか、検討しているところだが、現状としてはなかなか難しい状況である。今後4年生以上を含めた子どもたちの放課後の居場所の拡充について、教育委員会との協議や、児童館運営の充実も含めて検討していきたいと思う。

### 一次回答に対する学保連の意見

#### ■学童利用保護者の切実な願い(以下)

『4年生以上の三季休業中の一時預り』については是非実現してほしいと思う。『ひとり親家庭』であり頼れる親族も居ない身で、子どもも1人っ子なので、卒後の三季休業中をどうするか…1年生の今から悩んでいる。習い事を詰め込めるだけの経済的余裕もなく、女の子なので変質者との遭遇もとても怖い(外出時ではなく、家にいた際に変質者が訪ねて来たことも2度ほどある)。友だちのうちに毎日入り浸らせるわけにもいかないので、本当に悩んでいる。ファミサポにも登録しているが、全くあてにならない状態。

また、『8~19時の開所』についても、同じような理由で、是非実現してほしい。自分が世帯の大黒柱であるということもあり、正社員として働きたく就職活動をして時間縛りが大きく、結局ずっと派遣社員までにならざるを得ない。いつ契約が終了するか、と考えると更に先の将来が不安である。」

■夏休み期間の学童利用者数データを過去3年分(21・22・23年度)を示してほしい。利用者数に余裕があることを数字で確かめたい。12月定例会に間に合うように学保連に提出してほしい。

■可能な人数だけでも良いので、保護者が希望している児童だけでも対応してほしい。夏休み期間中、保育を行う児童が少ないことは事実だし、ある程度自分のことができる高学年であれば負担も少ないと思う。子どもを1人家におくのは、災害時の不安もさることながら、将来的に非行にも繋がっていくのではないかと懸念している。

■ぜひ、早期に実現させていただきたい。災害が起こったときに一人、子供が家で対処できないことを思うと学校なり学童などで保障していただくと助かる。子供の所在位置が確定されていて、親として安心できる。3.11では学童にいと確信できていたからこそ、より一層の制度の推進をお願いしたい。

### 12月4日の質疑応答内容

回) まず、『利用実績』について、過去2年分しか用意してこなかったことをお詫びします。『利用実績』を確認すると、4月は利用率が高めであるが、夏は比較的低くなっている。以前、4年生児童に対してアンケートを実施したことがあるが、その回答では半数の児童が学童に来たいと回答していた。「困った時、行きたい時に行く場所があることが安心」という子供の意見もあった。皆さんにお勧めしているのが児童館の利用であるが、施設数が少ない(6館)ためご期待に添えていないとは感じている。(4年生児童の三季休業中の学童受け入れについて)来年の夏から実施するとはお答えできないが、課題として捉えている。来年度はまず『延長』について職員とともに考えている段階である。

質) それは指定管理者制度導入前の学童(公設公営学童)についても『考えている』のか?

回) そうです。職員の労働条件を変えることになるので、利用者の皆さんのご意向と、職員の労働環境について確認と調整を進めている段階である。まずは『延長』について実現を検討中であり、三季休業中の4年生以上の学童受け入れについても、今後の検討課題と捉えている。三季休業中は、登録していても登所数が少ないことも事実であるが、入所登録していることの安心感は何にものにも換えられないということはよく理解しているので、今の検討課題と捉えて、積極的に検討していくべきと思っている。ただ、登所数だけを見て(少ないから受け入れられるのではなく、入所学童がすべてくる場合も考えられる)いくのは違うかな、と思う。昔とは夏休みの登所状況も違う。また、これは以前からそうであるが、高学年(3年生)になればなるほど社会性が大きくなり、年度終わりを待たずして退所していく児童が多いのも現状。今は『放課後プラン事業』もあり、こちらを充実していくことで、さらに高学年の受け入れや居場所づくりをしていくことも大事と考えている。スポーツ振興課とも話し合いを進めている。児童と保護者の安心という意味では、『登録』であれば可能かなとは思っている。10人4年生がいれば、実際登所してくるのは1~2人くらいかな、と思う。お弁当をもって、お昼くらいまでの登所かと想定できる。検討課題とは

捉えているのでご理解いただきたい。

質)「3年生以降は社会性が大きくなり・・・」がという話があった。大部分の児童はそうであるかもしれないが、そうではない児童もいる。また、親の勤務形態により(現状の公設公営学童・児童館の閉所時間である)18時までお迎えができないこともある。一人っ子であったり、(児童館などの)外に出ないタイプの児童もいるため、そういう児童のためにも(4年生以降も希望者のみ)学童が利用できると、『安心できる子育て・子育ての場』という観点からもいいのではないかと思う。

回)学童も努力していくが、是非児童館の利用についてもお子さんと話し合っていただきたいと思います。繰り返しになりますが検討課題としては捉えておりますのでご理解いただきたい。

質)できる限り早い段階での実現をお願いしたい。

回)立石が異動の際には次の課長に引き継ぎます。

質)異動しないでください。←(笑)

## 6. 8:00~19:00 までの開所を来年度から実施することを要望する。

民営・公営で「同じ保育費を払いながら、保育時間が違う」という格差が生じている。全学童が民営化されるのを待つのではなく、来年度からでも保育時間は、市内14学童保育所全てにおいて午前8時00分~午後7時00分とする事を要求する。

今年度の課長交渉では「職員間の話し合いの中で、できる限り臨時職員のみで保育にあたる時間帯を少なくし、児童の安全を図っていくべきことが確認されており、8:00からの保育開始のためには、少なくとも、施設内の(常勤職員の)3人体制が待たれるところ」との回答を得た。しかし、今年度の学保連アンケートでも58.5%の保護者が勤務開始時間の関係で午前8時00分以前の学童保育所の開所を希望しており、特に東日本大震災後は、子どもを家にひとり残して出勤することに不安を感じ、やむを得ず保護者と一緒に自宅を出て、午前8時15分の開所まで30分近く学童保育所前で待つ児童が少なからずいるのが現状。「児童の安全を図る」ことを考慮すれば、暫定的な措置として、臨時職員の配置で8:00の開所という対応を、子育て支援課として積極的に検討することを要望する。

### 子ども福祉部子育て支援課からの一次回答

この課題も、早急に解決すべき課題ととらえている。できる限り、ご要望にお応えできるよう、検討している。

#### 一次回答に対する学保連の意見

■学校給食のアウトソーシングが検討されているが、実施された場合、当該施設の三季休業中の開門は誰が実施するのか?

■保育費と保育内容に、市内で差が出るのはやはり不公平であると思う。また、職員のいない時間に子供だけで待っていることを、よからぬ大人が知った場合、格好の的になることは明らかで、万が一このことが原因で子どもが襲われるような事件が起きる可能性は非常に高い。世の中で起きている虐待死事件やストーカー事件のように、事後にしかるべき機関が謝罪をしたところで起きてしまった事柄は元に戻らない。「事件が起きてから考える」ではなく、一般的に考えられる不安な事案への回避策は先にとっておくべきだと思う。

■実際、保育園とは異なる開所時間であり保護者の中では勤務体制や勤務地を変えざるをえない状況。ファミサポやシルバー人材センターの方などに協力得て子供の送迎を頼み、経済的にも負担がかかっています。もっと保護者の立場を考慮し、子供の負担を軽減させてほしい。

#### 12月4日の質疑応答内容

質)(19時までの延長について)いつ頃実現できそうか?

回)夏休み期間中は職員の勤務体制が整わないため延長の実施は難しい状況がある。現在は試行を1ヶ月間(4月)1年生だけ実施しているが、1学期の期間だけなら1~3年生で実施可能と思っている。

質)1ヶ月だけでは意味が無い、同様に1学期だけではあまり意味がない。例えば、「春休みと夏休みだけはどうしてもできない」というのであれば納得できる。それ以外の期間は実施していただけないか?

回)少しずつだが拡充させていただく。

質)具体的な時期は?

回)検討するために来年度から少し拡充していく。ただし、拡充の段階で一番のネックは、4月1日~始業までの期間。新しい1年生が何もわからない段階でいきなり延長だとトラブルになりやすいため、春休みだけはご家庭でご努力いただきたい。

質)「春休み中だけは実施しない」といっていただければ納得できる。

回)来年度4月実施開始に向けて努力中。

## 7. 障がい児も第一希望に入所できる環境作りと、障がい児への入所通知の早期化を要望する。

今年度の課長交渉において、障がい児の定員枠を撤廃し、全入とすることについて、「一番問題となるのは、施設の状況や、職員の配置の状況など」と回答を得た。「まず職員配置ありき」で各学童保育所の障がい児枠を決めるのではなく、障がい児が第一希望の学童保育所に入所することを前提に職員配置を決めるようなシステムを作ることを要望する。

また、今年度の課長交渉で「障がい児の入所通知については、国分寺市学童保育所障害児入所協議会を開催し、対象児童の把握や加配の有無等を検討し、入所学童保育所との調整も必要になることから、時間を要します。」との回答を得たが、障がい児の入所希望の提出や国分寺市学童保育所障害児入所協議会の開催を現状よりも前倒しにして実施することで、健常児と同時期の入所通知の発送は可能かと思われる。健常児童と違い、必ずしも第一希望の学童保育所への入所が可能ではない障がい児にとって、「どの学童保育所に入所するか?」は、児童とその保護者にとって、生活の調整が必要となる重要な問題である(家庭環境・兄弟姉妹関係・友人関係・放課後の過ごし方、今後の支援の調整など)。健常児童と同時期に、障がい児についても入所の可否通知を送付することを要望する。

## 子ども福祉部子育て支援課からの一次回答

障害児の受け入れについては、施設定員へのご協力をいただいている。本来、ご希望の施設に入らせていただけることが望ましいと、十分に認識している。施設の課題もあり、検討に時間が必要となっている。ご理解をお願いしたい。

### 一次回答に対する学保連の意見

- 『施設の課題』とは？
- 障害児同士が定員枠を争う『悲しい争い』は酷い
- 『入所通知の前倒し』に対する回答がない。
- 障害児からの入所希望を健常児のものより先に提出してもらうことになにか問題でもあるのか？
- 職員の配置換えなどは常時実施しているようなので、それと同じように障がい児が入所希望を出している施設へ、職員を異動させていくべきだと思う。「国分寺市は希望するすべての学童保育所に入所できる」と謳われているので、障がい児も同じように扱われていると思っていただけない、役員となってこのような差別を知り、非常に残念でならない。

### 12月4日の質疑応答内容

質) 施設の課題というのは？

回) 一つ目は『バリアフリー』。また、今増えているアスペルガー症候群のお子さんについては、集団生活が苦手という特徴があるため、なるべく登所人数の少ない施設でお預かりするという配慮も含まれている。(アスペルガー症候群の児童の学童への入所は) このところ本当に増えてきている。発生率ではなく、学童への入所数。全国市長会でも「国分寺市は障害児についての施策が進んでいる」という話もあったらしく、「引越すなら国分寺へ」という言う話も聞く、実際、手当てなどの数値も10%増である。

質) 障害のある子供は一人で遊びに行くということはなかなか難しいため、学童という環境は障害児の親にとっては非常に大きい。それにもかかわらず、第1希望の施設に入れないというのは厳しい。小学校のお友達とも切り離されてしまう。「(保護者が)預かってもらえるならばどこでも良い」と思っていると、子育て支援課が思っているなら、それは違う。障害のある子供を持つ親は、小学校に入るのにも市役所や関係機関との交渉に大変な労力を強いられる。その上で学童もなかなか入るのが難しいという状況では親の心的な負担は大きい。せめて学童だけでも何とか第1希望の施設に入れていただきたい。入所の通知だけでも早めていただきたい。

回) 決定通知は3月上旬にお渡ししているが、昨年度は特殊な事情があり遅れてしまった。

質) それなら「遅れます。」という通知があってもよかったのではないか。

回) 配慮が足らず申し訳なかった。(通知は)早くするように努力いたします。(障害児の学童受け入れについては)事前調査を行い、国分寺市学童保育所障害児入所協議会にかけて決定するという流れである。障害児保育のお子さんについては、今の状態を確認しながら決定していくため時間を要するが、決定通知については同時期にするべきものであると認識している。通知が遅くなる場合の配慮もしていく。ただし、新入所の障害児の内、体験入所を必要とするお子さんについては、少し時間がかかるが、その際もきめ細かな情報提供を心がける。

質) (障害児のみ) 第3希望まで記入しなければならないのは大変なことである。本当は希望していない学童なのに、(希望欄を第三希望まで埋めてしまったがため)入所が決まったら家族にも迷惑をかけてしまう。第1希望のみ記入させていただき、そこが無理な場合は次の段階で考えさせていただきたい。

回) 申し訳ない。来年度の申し込みは始まっているため、来年度にはそのような対応は取れないが、課題であるとは捉えている。

以上